

## 養父市社会福祉協議会

# 令和5年度 歳末たすけあい運動実施要綱

## 1 目的

「歳末たすけあい運動」は、新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、地域住民やボランティア等の参加を得て、さまざまな福祉活動を重点的に展開することを目的に実施します。

令和5年度は、物価高騰の影響や経済的困窮が広がるなか、支援を必要とする世帯等へ配分するとともに、地域の福祉力をさらに高めていくことを目指します。

## 2 スローガン

「つながり ささえあう みんなの地域づくり」

## 3 配分事業

### (1) 灯油贈呈事業

低所得のひとり暮らし高齢者世帯・高齢夫婦世帯を対象に、冬期の防寒対策として灯油（10リットル）を贈呈する。

1) 対象世帯 養父市内に在住する下記の低所得者とする  
ひとり暮らし高齢者世帯、高齢夫婦世帯

2) 内容 1世帯あたり灯油 10リットル

※対象者の調査については、民生委員児童委員協議会を通じて行う。

なお、他の配分事業と重複しないものとする

### (2) 使い捨てカイロ贈呈事業

低所得のひとり暮らし高齢者世帯・高齢夫婦世帯を対象に、冬期の防寒対策として使い捨てカイロ（60個）を贈呈する。

1) 対象世帯 養父市内に在住する下記の低所得者とする  
ひとり暮らし高齢者世帯、高齢夫婦世帯

2) 内容 1世帯あたり使い捨てカイロ 60個

※対象者の調査については、民生委員児童委員協議会を通じて行う。

なお、他の配分事業と重複しないものとする

### (3) 見舞金贈呈事業

経済的に支援を必要とする世帯に見舞金を贈呈する。

1) 対象者 養父市に在住する、経済的に支援を必要とする者

2) 配分額 1人あたり5,000円

※対象者が予定数を上回る場合は、1人あたりの配分額の上限を下げる場合がある

※生活保護受給者、特別養護老人ホーム・養護老人ホームなどの施設への長期入所者は除く

※対象者の調査については、民生委員児童委員協議会を通じて行う。

なお、対象者の状況が判断できない場合は、区長や民生・児童協力委員と協議する  
また、他の配分事業と重複しないものとする

### (4) 白米給付事業

経済的に支援を必要とする世帯に1人あたり白米5kgを給付する。

1) 対象者 養父市に在住する、経済的に支援を必要とする者

2) 内容 1人あたり白米5kg

※特別養護老人ホーム・養護老人ホームなどの施設への長期入所者は除く

※対象者の調査については、民生委員児童委員協議会を通じて行う。

なお、他の配分事業と重複しないものとする

### (5) 多様な居場所づくり支援事業 ※新規

誰もが自分らしくいきいきと暮らし続けられる地域づくりのために、さまざまな生きづらさや課題を抱える当事者の居場所づくり、社会参加の活動に配分する。

1) 配分対象 年末年始の時期(12月1日~2月29日)に事業を実施する、各種当事者のつどい・サロン等。

(※活動例)「子ども食堂」「認知症カフェ」「外国出身者の集まり」  
「障がい児者のクリスマス会」など

2) 配分金額 1事業 10,000円以内

### (6) 市内障害者通所施設訪問

市内の障害者通所施設を役員等が品物を持ち訪問し、利用者と交流する。

1) 対象 養父市内障害者通所施設

2) 内容 役員等が品物を持ち訪問し、利用者と交流

※新型コロナウイルス感染症対策を講じて訪問を行う

3) 訪問日 令和5年12月22日(金) ※予定

## (7) 子育てサロン事業

子育て中の親子が気軽に集まる子育てサロン事業のクリスマス会や異世代交流事業に配分し交流を図る。

- 1) 配分対象 年末年始の時期（12月1日～2月29日）に事業を実施するサロン
- 2) 配分金額 1事業 10,000円以内

## (8) 年末年始地域ふれあい事業

地域に住む誰もが安心して年末年始を過ごせるよう、住民が主体となっていく地域ふれあい事業等に「歳末たすけあい募金」を配分し、地域の福祉力の向上と活性化を図ることを目的とする。

- 1) 配分対象 年末年始の時期（11月1日～2月29日）に事業を実施する行政区（町内会を含む）
- 2) 配分金額 基準額5,000円+世帯数に応じた額
- 3) 配分数 予算の範囲内で決定する
- 4) 対象事業
  - ・地域で行う異世代交流事業
  - ・地域の居場所づくり事業
  - ・地域で行う友愛訪問事業
  - ・地域で行う福祉に関する学習活動 など
- 5) 実施方法
  - ・配分を希望する行政区は、申請書を社協各支部に提出する
  - ・提出のあった申請書を、歳末たすけあい配分委員会に諮り、申請内容が適当と認めるときは、配分金の交付を決定する
  - ・配分金は、指定された口座に振り込むこととする
- 6) 募集方法 各区長を通じて実施行政区を募集する

※詳細は、令和5年度「年末年始地域ふれあい事業」募集案内を参照

## 4 配分の決定

この要綱に定める配分については、歳末たすけあい配分委員会で審議し、会長が決定する。